皇學館論叢 成 + 九 第五十卷第五号 年 + 月 + Н

平

戦国期における勅願寺由緒の形成と展開

美濃国立政寺を事例に

桐 田 貴 史

は じ め

ろうとしていたことを明らかにしている。 ざまな階層から祈願寺の指定を受けることで、 といった分類を行い、多数の勅願寺や門跡寺院の検出を試み 作氏である。佐野氏は「御由緒寺院」「皇室御縁故寺院」など 定海氏は、地方有力寺院が朝廷・幕府・国人領主といったさま 勅願寺を取り上げ、その宗派史的意義等に注目し、また、平岡 た。ついで辻善之助氏は、各宗派の寺院の事績を紹介する中で 勅願寺に関して、はじめて本格的検討を行ったのは、佐野恵 自らの権益を守

> これを論じた。また、従来明確な定義づけのないままに使用さ 向にあることを指摘し、「天皇による寺社編成」の一環として が、脇田晴子氏による「戦国期における天皇権威の浮上」の発 で勅願寺も再び扱われることとなった。その嚆矢となったの を一変させた。天皇に関する研究が俄かに活況を呈し、その中 命によって認可され、鎮護国家・玉体安穏を祈願する寺」との れてきた室町・戦国期の勅願寺に、「寺側の申請に基づいて勅 表であった。脇田氏はその論考の中で戦国期に勅願寺が増加傾 とはなかったが、一九八九年、昭和天皇の崩御がその研究状況 その後三十数年間、中世の勅願寺にスポットが当てられるこ

定義を与え、その後の勅願寺研究の基礎を形作った。また、勅

の基礎となった。の基礎となった。の基礎となった。の場所に、地域権力があったことを示唆した。これら脇田氏の一連願寺と地域権力との関係にも言及し、地方寺院の勅願寺化の背願寺と地域権力との関係にも言及し、地方寺院の勅願寺化の背

となっていた」とし、大名権力はその有縁寺院を勅願寺化させとなっていた」とし、大名権力はその有縁寺院を勅願寺化させ、所らの「天皇による編成」を強調する視点。もう一つが、今谷明氏・伊藤克己氏の勅願寺と地域権力との関係を重視する視点である。なかでも伊藤氏は広範な事例から、中世後期の勅願寺である。なかでも伊藤氏は広範な事例から、中世後期の勅願寺が「国家制度的なレベルにおいて寺院の公と私を判断する基準が「国家制度的なレベルにおいて寺院の公と私を判断する基準が「国家制度的なレベルにおいて寺院を勅願寺研究は大きく二つ脇田氏の研究を核として、その後の勅願寺研究は大きく二つ脇田氏の研究を核として、その後の勅願寺研究は大きく二つ

ることで、公権力化を図ったと指摘した。

ことが寺格の形成にどのような影響を与えたのか、また与えな らす「効果」を自明視しているように思われる。 が指摘しているように、 とにより、本寺からの独立が達成されるとしたが、 がないまま、 力論などを中心に進展してきた。しかし、 また伊藤氏は、 右のように戦国期の勅願寺研究は、朝廷権威の問題、 議論の普遍化が急がれた感が否めない。 末寺が勅願寺や紫衣着用の勅許を獲得するこ 脇田氏、 今谷氏らと同様、 個別事例研究の蓄積 勅願寺となる 小森崇弘氏 勅裁がもた 大名権

かったのか。これは綸旨の文言のみならず、寺格主張のテクス

ト等からも検討しなければならない問題であろう。

そこで本稿では、あくまでも個別事例の提示にこだわり、

検

また同寺には、寺伝文書を中心に編纂された縁起が存在するこ後述するように延徳二年(一四九〇)、勅願寺となっている。美濃国市橋荘(二条家領)に所在する浄土宗西山派寺院であり、討の対象を敢えて一ヶ寺に限定する。今回検討する立政寺は、

る。以下、立政寺を中心に当該期における勅願寺主張の形成・とから、先述の問題を検討する素材として適切であると思われ

展開過程の一事例を提示したい。

第一章 勅願寺綸旨の獲得に関する基礎的検討

礎的検討を行い、その後の寺格形成に与えた影響等について基獲得過程、及びその際に同寺から提出された文書等について基本章では、立政寺が延徳二年に獲得した綸旨に関して、その

第一節 勅願寺綸旨の獲得

次に掲げるのは、

立政寺の勅願寺申請を天皇に取り次いだ三

べる。

【史料1】『実隆公記』延徳二年十二月九日条(以下、条西実隆の日記である。

引用

史

料への傍線・記号・注記等は全て筆者による。)

当住護海開山智通以来十代也

九日辰丙 事命頭中将則書遣之、 江南院所望、 中 -略)、 今日以書状申入之、即勅許、 抑濃州市橋庄立政寺御祈願所勅裁事 (中略)、 彼勅裁

а 可被致御祈祷由、 永德二年八月十六日 摂政殿御気色所候也、 旧案幷今度草等続左 仍執達如件、 右少弁家房(清閑寺)

殿下御気色所候也、仍執達如件 美濃国市橋庄内立政寺、為浄土宗、被致御祈祷精誠之由

b

通上人御房

應永五年十二月十七日

左京権大夫判

智通上人

美濃国市橋庄立政寺事、令弘通浄土宗、 宜致御祈祷之由

C.

天気所候也、 延徳二年十二月九日 悉之、以状

護海上人

件寺系譜如此云々、 「山善恵上人」 西山流根本 仍続加之、

d

西

「浄音上人」 義称大徳-了音上人-西谷義是也、 西山弟子、 西谷弟子也

智円律師」 今ハ断絶也、 立政寺開山也

智通上人

のは、 寺申請に関しては、高橋慎一朗氏が立政寺→守護代斎藤氏→江 美濃国に滞在していた江南院龍霄であった。なお、同寺の勅願 以前から実隆と交流のあった甘露寺家出身の禅僧で当時

所望」とあるように、立政寺の勅願寺申請を実隆に取り次いだ

まず、その申請・発給過程について確認しておく。「江南院

南院龍霄→三条西実隆→朝廷という流れを想定している。 次に、獲得されたcの綸旨の位置づけについて検討する。ま

ず、その内容を確認しておく。cの綸旨は立政寺に浄土宗の弘 通 いが、実隆の言う「御祈願所勅裁」の結果として発給されたも 祈祷を命じており、勅願寺云々といった文言は確認できな

旨=勅願寺綸旨と考えてよかろう。

のであるから、文言の如何に関わらず、

右中将判(正親町三条実望)

寺綸旨申請には、 れたと考えるべきであろう。次に挙げるように、戦国期の勅願 跡が見られないことから、これらの文書は立政寺により用意さ 挙げられているが、その発給元である二条家に案文を尋ねた形 スが少なからず存在する。 さて、cの発給に際しては「旧案」として、 寺家側より先例となる綸旨が用意されるケー a・bの文書が

戦国期における勅願寺由緒の形成と展開 (桐田

同寺を勅願寺とする綸

城東寺綸旨事【史料2】「宣秀卿御教書案」(『符案』一一八~一一九頁)

繁栄之御祈祷之由、天気所候也、仍執達如件、 当寺為 勅願寺之由、被聞食畢、殊可被専末下安泰・朝廷 城東寺繪旨事

(元素(2)) | 当寺為 勅願寺、可被専祈祷者、依天気所候也、仍執達如件以前条、正文一見了、

文明十七年七月廿六日

権右少弁判

康曆元年十二月五日 左少弁判

《東寺別当律師御房

ともかく、勅願寺綸旨の発給に際して、先例文書が用意されるいが、恐らく延徳年間にはその正文が奉者により一見された上、新ここでは先例となる綸旨の正文が奉者により一見された上、新ここでは先例となる綸旨の正文が奉者により一見された上、新ここでは先例となる綸旨の正文が奉者により一見された上、新

a・bの文言がcの綸旨に与えた影響についてもここで触れる・ としてbの文言が参照された結果、浄土宗の弘通を 同様で、主としてbの文言が参照された結果、浄土宗の弘通を 同様で、主としてbの文言が参照された結果、浄土宗の弘通を 同様で、主としてbの文言が参照された結果、浄土宗の弘通を に、当該期の勅願寺綸旨の文言は申請者が提出した先例文書に は、当該期の勅願寺綸旨の文言は申請者が提出した先例文書に

得る余地があった。

必要があったことは、注意しておきたい。

書と見做していたことになる。ここに、a・bが「旧案」たり朝廷・立政寺にはaの受給を「立政寺開山智通能化、於上人号、に、立政寺にはaの受給を「立政寺開山智通能化、於上人号、行号宣下の際に発給された文書として認識している。つまり、人号宣下の際に発給された文書として認識している。つまり、人号宣下の際に発給された文書として認識している。つまり、人号宣下の際に発給された文書として認識している。つまり、人号宣下の際に発給された文書として認識している。つまり、人号宣下の際に発給された文書として認識していたことになる。ここに、a・bが「旧案」たり朝廷・立政寺になる。ここに、a・bが「旧案」たり朝廷・立政寺には、a・bが「旧案」として提出してきた寺側は、いかなる認識を有していたことになる。ここに、a・bが「旧案」たり明廷・立政寺には、a・bが「旧案」たり明廷・立政寺には、a・bが「旧案」たりましている。ここに、a・bが「旧案」たり書と見做していたことになる。ここに、a・bが「旧案」たり、本語を表していた。

けられ得たと言えよう。

第二節 立政寺による血脈の提出

も、極めて特異な例と言えよう。本節では、その背景についてされることは、管見の限りでは確認できない。いずれにしてされることは、管見の限りでは確認できない。いずれにしてcの綸旨の獲得に際しては、dの血脈も併せて提出されてい

件に関して勅許獲得という重要な役割を演じた三条西実隆も、件に関して勅許獲得という重要な役割を演じた三条西実隆も、は、既に文明九年(一四七九)には天皇の菩提所である般舟三昧院の建立に関わり、その住持を兼帯したことからもうかがえるように、に関わり、その住持を兼帯したことからもうかがえるように、に関わり、その住持を兼帯したことからもうかがえるように、に関わり、その住持を兼帯したことからもうかがえるように、に関わり、その住持を兼帯したことからもうかがえるように、関わり、その住持を兼帯したことからもうかがえる本山義であった。殊に関して勅許獲得という重要な役割を演じた三条西実隆も、件に関して勅許獲得という重要な役割を演じた三条西実隆も、半日に関わり、そのを表表している。

善空に深く帰依していた。こうした善空を中心とした本山義の音のであ頭きとなったことも、西山派全体の興隆という文脈の中ででああう。そして何より、立政寺による血脈の提出は、かかる西山派当時朝廷内で大きな影響力を有した西山派内における位置づけ当時朝廷内で大きな影響力を有した西山派内における位置づけった。そして何より、立政寺が延徳二年というタイミングであるう。そして何より、立政寺が延徳二年という文脈の中でで勅願寺となったことも、西山派全体の興隆という文脈の中でで勅願寺となったことも、西山派全体の興隆という文脈の中でで勅願寺となったことも、西山派全体の興隆という文脈の中でで勅願寺となったことも、西山派全体の興隆という文脈の中でで勅願寺となったことも、西山派全体の興隆という文脈の中でで勅願寺となったことも、西山派全体の興隆という文脈の中でで勅願寺となったことも、西山派全体の興隆という文脈の中でで刺願きとなったことも、西山派全体の興隆という文脈の中で

第三節 寺格の確立

位置づけられるのである。

― 延徳二年以降の立政寺による綸旨獲得 ―

確認しておく。

で記しておく。

のは、のような過程を経て、延徳二年、勅願寺綸旨は獲得された。これを契機として、以後立政寺は次に示すようにたびたびた。これを契機として、以後立政寺は次に示すようにたびたび

天文二年二月三日

右中将 (花押)

真海上人御房

戦国期における勅願寺由緒の形成と展開

(桐田

【表①】16世紀以前に西山派寺院に発給された勅願寺綸旨一覧

00	物地	参考	参表	物	7	6	51	4	ω	2	п	物地	No
大永 8	大永 5	大永元	永正18	永正10	萬德 2	文明 8	文明 8	文明 4) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	文安 2	永享6	明徳1	元号
1528	1525	1521	1521	1513	1490	1476	1476	1472	1451	1445	1434	1390	西曆
5月25日	閏11月3日	10月7日	7月3日	5月2日	12月9日	10月5日	6月27日	10月14日	3月18日	3 Л 11 П	9月5日	7月24日	ЛН
祐福寺文書(「愛知 県史」資料編10中世 3)、「御湯殿の上の 日記』大永8年5月 25日条	東京大学史料編纂所 架蔵写真帳『東山御 文庫所蔵史料 勅封 35乙-9-1-1~31』	立政寺文書(『岐阜 県史』史料編古代・ 中世1)	誓願寺文書(東京大 学史料編纂所採訪マ イクロ)	『元長卿記』永正10 年5月2日条	立政寺文書、実隆公 記、同日記延德 2 年 冬紙背文書 (『大日 本史料』8-40-43)	蘆山寺文書(『大日 本史料』8-9-95)	佛陀寺文書 (『大日 本史料』8-8-912)	善惠寺文書(『岐阜 県史』史料編古代・ 中世1)	法威寺文書(『愛知 県史』資料編10中世 3)	史料纂集『西福寺文 書』	正覚寺文書(『愛知 県史』資料編9中世 2)	史料纂集『西福寺文 書』	典拠
後奈良天皇綸旨	侍者宗英言上状	後柏原天皇綸旨	後柏原天皇綸旨		後土御門天皇綸旨	後土御門天皇綸旨	後土御門天皇綸旨	後土御門天皇綸旨	後花園天皇綸旨写	後花園天皇綸旨	後花園天皇綸旨写	崇光上皇院宣	文書
当寺住持上人		秀海上人	誓願寺宗清上人 御房		護海上人	蘆山寺長老上人 御房	邦諌上人御房	圓海上人御房	暢光上人御房	游華院長老聖深 上人御房	融伝上人御房	良如御房	宛所
祐福寺	瀬音寺	立政寺	誓願寺	瑞光寺	立政寺	蘆山寺	佛陀寺	善惠寺	法藏寺	西福寺	正覚寺	西福寺	寺院名
尾張	港	美濃	三族	美濃	美	上	三英	美濃	川	越前	尾張	越前	所在国
同寺を「勅願之祢利」とする。	「長州湖音寺」が「往古以来 勅願寺」であることを著げ、近年大蔵に及んだ雲合を専興せんがために、「加先規一字修造の功を送、紫佛法興隆のさたをいたすへき由、被成下 偏旨」れんことを謂う。	「美濃國市橋庄立政寺」に浄土宗の弘通 を命じ、祈禱を行わせる。	同寺を「武家厳重下知」に任せて、再興 を命じ、「勅願舊規」を守らせる。	瑞光寺住持某、甘露寺元長に頼り、同寺 を「勅願寺」にすることを請う。	江南院(龍霄)〈甘露寺親長弟〉の所望 により、「御祈願所」の勅裁あり。よっ て美濃国市橋庄立政寺をして浄土宗を弘 通せしめ、御祈禱を命じる。	同寺を「御祈願所」として国家の護持を 致さしめ、伽藍の紹隆を全うさせる。	同寺が「勅願所」であることを挙げ、西 山両谷の法流を相承せしめ、聖酢を祈ら せる。	同寺を「勅願寺」とする。	同寺が「文武天皇勅顧而、行基大菩薩所 築興聖八百年」の由緒を有する寺院であ ることを挙げ、更に「周選勝和親音之霊 応弥新」であることを述べ、祈禱を命じる。	同寺を「御祈願所」とし、「明徳院宣」 に任せて寺領を安堵する。	同寺を「勅願之भ利」とし、祈祷を命じる。	崇光院、同寺を「御祈願所」とし、「浄 土一宗之紹隆」を専らにさせる。	内容
同寺を「御祈願所」と表記する明応 5 年11月1日付将軍足利義高御判御教書 あり。		本稿参照。			「実際公記」同年同日条によれば、永徳2年、応永5年に市橋庄の領主である二条家よりの御教書により、祈禱が命せられる。	勅願寺申請の申状あり。			文書に不審の点あり。偽文書と、 同書を「刺鰤所」とする天正二年六月 「		本文書、検討の余地あり。	文安2年3月10日付後花園天皇綸旨のいう「明徳院宣」とは本文書を指す。	aa

戦国期における勅願寺由緒の形成と展開(桐田)

								-2.0			-A*
16	15	14	13	物地	12	=	10	参	9	参考	参表
天正 7	天正 3	天正 3	元亀4	永禄12	永禄11	永禄 8	永禄 5	天文17	天文10	天文 2	享禄 4
1579	1575	1575	1573	1569	1568	1565	1562	1548	1541	1533	1531
2月20日	12月23日	12月3日	5月19日	正月17日	5 月23日	正月16日	5月25日	10月27日	3 月25日	2月3日	5月25日
清浄華院文書(『京都浄土宗寺院文書』)	東京大学史料編纂所 架蔵写真帳『東山御 文庫所蔵史料 勅封 35乙-9-32~72』	三鉛寺文書(東大史 料編纂所架蔵影写 本)	東京大学史料編纂所 所蔵『綸旨』(正親 町本-24-301)	清和院文書(『大日 本史料』10-1-813)	総持寺文書(「史料稿本」永祿11年5月 23日条)	『言継卿記』永禄 9 年正月16日条、東京 大学史料編纂所架蔵 写真帳『誓願寺文書』	赤間神宮文書(『山口県史』史料編中世 4)	光明寺文書(『長岡 京市史』資料編2)	曼荼羅寺文書 (「愛 知県史」資料編10中 世3)、「御湯殿の上 の日記」天文10年3 月24日条	立政寺文書(『岐阜 県史』資料編古代・ 中世1)	『御湯殿の上の日記』 享禄4年5月25日条
正親町天皇綸旨	正親町天皇綸旨写	正親町天皇綸旨	正親町天皇綸旨案	正親町天皇女房奉書	正親町天皇綸旨案	正親町天皇綸旨案	正親町天皇綸旨	後奈良天皇女房奉書	後奈良天皇綸旨	後奈良天皇綸旨	
浄花院方丈	遺迎院 勧修寺大納言	三鈷寺西山酱流 幷門徒中	誓願寺泰翁上人 御房	まてのこうち大 納言とのへ (万 里小路惟房)	紀州名草郡総持 寺住持哲翁就賢 上人御房	當寺住持泰翁上 人御房	住持楊憲上人御 房	たれにてもの申 給へ	顕忠上人御房	真海上人御房	
清浄華院	道道院	三針寺	誓願寺	清和院	総持寺	誓願寺	阿弥陀寺	栗生光明寺	曼荼羅寺	立政寺	立政寺
上族	<u></u> 英	山	山城	上族	約年	E 英	型	山城	尾張	美濃	美濃
回寺、「勅願所」谷花院の塔頭である無 豊壽院を「勅願所」にせんことを請い、 これを拒否される。	同寺が「異于他勅願所」であることを挙 げ、「先年以奉書之筋目」で勧進を以て 同寺を修造させる。	同寺領である善慧廟・常念佛が「勅願井 上人道命人道選年開願某十危霊場」であ ることを挙げ、その養飯を順義、「西山 諸滅拜門途中」への助力を申し付ける。	同寺が「勅願異于他」であることを挙げ、 諸国の奉加を以て同寺を再造させる。	同寺が「たにことなるちょくくわん所 (異子他勅願所)」であることを以て、寺 領を安堵する。	同寺を「以単恩」で勅願寺とする。	同寺が「為古往勅願之浄利」であることを挙げ、円福寺・三福寺のいずれの末寺 でもないことを定める。	同寺が「異于他為 勅願寺久分西山一派」であることを挙げ、寺領を安堵し、 諸役を免除する。	同寺が「たにことなるちよくくわんしよ (異子他物類所)」であることを挙げ、「た うりうきまつ寺しゆつせの事 (当流機末 寺事)」に関する執申権を保証する。	同寺を「勅願寺」とし、自今以後代々の 香衣の着用を勅許する。	「美濃國市橋庄立政寺」に浄土宗の弘通 を命じ、祈禱を行わせる。	立政寺より綸旨発給申請あり。同寺が 「もともとよりの勅願寺」であることを 挙げる。
同寺はこれ以前に勅願寺となっていた と思われる。		天文年間と思われる東京大学史料編纂 中 新架製写真様「東山御文単所 歳史料 動製302-21-23] 所収の西山三鈴・ 大衆群議言上状に三幹寺領が「現于他 御物観寺」であることを挙げ、寺館の 没収を難じ、返付を要求していること が見える。					また同寺八幡宮、亀山八幡宮の祭礼に際し、本文書と同日付の綸旨が楊憲上 人御房に下される。		同寺住持、禁長へ御礼に参り天皇と対 面し、1000疋、御盆、春箱などを献上 することが、同日付けの女房奉書、「御 湯殿の上の日記」に見える。	本稿参照。	本稿参照。

しば見られる。ただし、勝野隆信氏も述べているように、「綸

の性格が認められよう。次に挙げるのは、この綸旨の申請・発とされたことからすれば、これらにもまずは勅願寺綸旨として句違わない。延徳二年、かかる文言を有する綸旨が勅願寺綸旨

一見して明らかなように、その文言は【史料1】cと一言

【史料4】『御湯殿の上の日記』天文二年二月二日条給過程をうかがうことのできる禁裏女房の記録である。

にありたるとて、上らんの案けさんに入る、頭中将におほ三十帖代百疋まいる、しん上申、ゑんとく二年にもかやう二日(中略)みのゝ国立政寺真海、上人号申て御草子かみ

【史料1】 c であり、文言もこれに倣ったと言える。 立政寺が勅願寺となって以降、申請の際に先例とされたのは給された綸旨も同一の文言を有することから(立政寺文書16)、 永元年(一五二一)に当時立政寺の住持であった秀海に宛て発綸旨の申請に際し、【史料1】 c の案文が提出されている。大

では、立政寺がたびたび綸旨を申請する背景には、いかなる事情があるのだろうか。
【史料5】『御湯殿の上の日記』享禄四年五月二十五日条(****」。(****)。 「****」。 「*****」。 「****。 「****。 「****。 「****。 「****。 「****。 「****。 「**。 「***。 「***。 「**。 「***。 「***。 「**。 「***。 「**。 「**。 「***。 「***。 「**。 「**。 「***。 「**

勅願寺なり、かんろしとり申

特の交替ごとに綸旨を申請、獲得するようになったと言える。 時期的に大永元年綸旨・【史料3】のや間に位置することから時期的に大永元年綸旨・【史料3】の発給の時期も住持の交替時期とた、大永元年綸旨・【史料3】の発給の時期も住持の交替時期とた、大永元年綸旨・【史料3】の発給の時期も住持の交替時期とた、大永元年綸旨・【史料3】の発給の時期も住持の交替時期とた、大永元年綸旨・【史料3】の発給の時期も住持の交替にといが、関廷に関するようになったと言える。

う。住持の交替に伴って、上人号宣下が申請されることはしばにあるように、住持への上人号宣下を重要視したためであろ立政寺が住持の代替わりごとに綸旨を求めたのは、【史料4】

人号の問題と綸旨の内容とは区別すべきであろう。か、わらず、これを「上人号宣下」とした」のである以上、上旨の宛名に上人号を用いることをもって、その内容の如何に

よりの勅願寺」であると主張することで、住持の交替ごとに綸

との関係を明らかにする。

法で語られているかを確認し、前章で検討した同寺の勅願寺化

【表②】「立政寺縁起」、二通の「伝後小松天皇綸旨」成立の経過

永徳 2(1382)	智通に祈祷を命じる摂家御教書発給→朝廷・立政寺の双方が上人 号編旨と同様の位置づけ						
延徳 2(1490)	江南院の執申により勅願寺綸旨を獲得→この段階で初めて勅願寺 となる						
	代替わりの勅願寺綸旨の獲得により立政寺の寺格が固定化						
(この間)	勅願寺綸旨の獲得を契機とし、他の西山派寺院の勅願寺化の影響 も受け、これまで整備されてこなかった寺伝が整えられ、「立政寺 縁起」が、ほぼ同時に伝後小松天皇綸旨が成立。						
	立政寺で縁起のテキストが失われる。						
天文 5 (1536)	真海が末寺である慈恩寺で「立政寺縁起」の写本を発見→現行の テキスト						

第二章 「立政寺縁起」と二通の伝後小松天皇綸旨の成立

寺綸旨を受給し、その寺格の固定化を図るとともに、「もとくく 格獲得運動であった。以後、立政寺は天文二年までに三通の勅願

よりの勅願寺」という由緒を確立するに至った(表②参照)。

一節 「立政寺縁起」にみる勅願寺由緒

多く取り入れられ、その由緒が語られている。本章では、「立 政寺縁起」を中心に、天皇・朝廷由緒がどのような文脈で、方 がそれである。このため同縁起には、立政寺に伝来する文書が(%) 教書之類」などを後世に伝えるために、立政寺の「大略」を記 持」されてきた「彼綸旨幷頂戴之重宝・二条殿御寄付之品幷御 したという (後掲【史料6】H)。次に掲げる 「立政寺縁起」 寛正五年(一四六四)、立政寺の住持である真空は 「厳重護

旨を獲得し、かつ勅願寺としての寺格をより強固にしようとし

たと考えられる

めて勅願寺綸旨を申請・受給し、勅願寺となった。これは善空の

ここで本章の内容を整理しておこう。延徳二年、

立政寺は初

二鈷寺をはじめ、西山派全体の興隆の中で位置づけられるべき寺

【史料6】「立政寺縁起」(『岐阜県史 史料編 古代・中世二

「真空上人之記(舜書、別筆)

Α 勅願所亀甲山護国院立政寺開山

智通大士、嘗為弘伝浄教、 越関東時、 始来此地、 以有西庄

之名所應、 文和二年、 遂宮一字、 自誓埋杖、 果知有縁地、 名根本庵、 為念仏三□□□ 而祈大神宫、 □□神勅

В

後光厳院文和三年、

依関白良基公之執奏、

於当国小嶋里、

代之歌旨也、 政之寺号、 始奉拝天顔、 賜 故御免建立之寺也 御持念伍大力菩薩画像、 上人参内、 亦二条殿、 辱蒙北朝御勝利、 始奉岩苔幷国紙、 同献之、 聊不可為軽忽者也、 政務成立、 (中略)、文和三年、 此時蒙堂塔建立之免許 是便表祝君之代千 可令御祈祷之綸 (中略 勅賜立 中

С 同 戮力資益興隆者数多、 ?時源義熈·藤種一等、 其証状等可見之、 近隣豪族、 聞勅許建立之由、 中 略 各

D 同年八月、 御祈祷、 未満七日、 帝御不予、 御悩速愈、 勅使賜御祈祷之綸旨、上人参内、 法験既顕、 (中略 奉

Ι.

南無阿弥陀仏

沙門真空敬白

F Е 明徳二年五月十八日、 祷所之綸旨、 後小松院至徳三年三月五日、 上人参内、 勅賜常紫衣檀林御祈祷所之綸旨、 献上如先規也 勅賜立政寺代々香衣檀林御 中 略 同 祈

月廿二日、上人参内、

献上如先規也、

二条殿御執奏、

而任

御祈祷、 紋 仰曰、 不可怠之旨、天気也、 前来之御祷甚有験、 故為法門弘道之、宝祚延長 亦賜亀甲山護国院之号、

則

大和尚位也、此時賜紫衣・九条袈裟・同五条念珠・

菊金御

G 同年八月二日、勅賜菩薩之号、(⑤本年) 師嗣公之御染筆也、 御書在之、 是乃師嗣公御執奏也、 中略

幷御教書、

皆以不可為疎略焉、

其後住持参内、

幷二条殿参

Н 殿有之、其外当国諸家之寄附等、 彼綸旨幷頂戴之重宝・二条殿御寄付之品幷御教書之類・上 良基公同受戒、為師範之躰、 至滅後、 具如別記可知、 亦勅賜菩薩之嘉称焉、 (中略) 亦

人述作鈔·亦寺法御定式等、

代々伝来、

而厳重護持之、

干

内住当寺、 事、大略記之、仏子久随従良通上人、相承浄土法、 又仰三宝之大慈悲弟子等、 疏畢、修仁王般若会、奉祈念宝祚延長、 今現在、故後世為令伝上人法沢者、得仰信依憑、在世之奇 寛正五年甲申年九月十五日、 奉祈信心增進、 為所化講説観経御 仏法弘通、 往生浄土者也 而後参

執奏、 歴朝帝王之御祈祷所也! 通源上人三門之記日、 郷諸大家、 大和尚位 雖蒙三門建立之免許、 傾志合力、 准親王格 、当寺者、後小松院勅許常紫衣之檀林、 興隆当寺、 御免在之、 依之被定西山流相承之一 不得果而入寂、 然先師参内、 国無双之浄刹也 故予次其志 願二条殿之 故隣

以奉造立之而、具見別記充彼所願云云、余事者

于時寛正五年甲申九月十五日日没之刻也

観経疏正宗分也

(以下、異筆

J. 此一篇者、真空上人自筆之記也、予於慈恩寺得古写本、 天文五年二月沙門真海謹誌 年中燒失故歟、於中御定式並別記者、雖其写有、唯菩薩号 有此記、実以為奇異、 即為什宝也、然古如斯備足、惜哉、 亦無失焉、是則為令法久住、 本書与写共失、 而其本多紛失、雖無全部、 甚所悲嘆也、 利楽有情也乎、 今有所闕者、 爾則今現存者、 而以有此 于時 応仁 末 善

テーマとなっていることを暗示している。 先に挙げられている。これは勅願寺由緒の主張が縁起の大きな不を見ると縁起の冒頭、同寺が「勅願所」であることが真っ

朝の勝利などの祈祷を依頼され、五大力菩薩画像を賜ったといけ美濃国へと逃れた後光厳天皇に二条良基を通して拝謁し、北和三年(一三五四)、同寺住持の智通は、南朝の京都侵攻を避Bに及んで初めて、天皇との具体的な関係が主張される。文

島のすさみ』(美濃国小島の後光厳天皇行宮への参仕から京都う(傍線部①)。しかし、良基が帰洛後に作成した仮名日記『小

戦国期における勅願寺由緒の形成と展開

(桐田

立 5字っこジがよ (*a)。 への帰還までを綴る) によれば、後光厳天皇の一行が立政寺に

立ち寄った形跡はない。

また、立政寺の創建をめぐる言説も興味深い。関東から美濃国へと到った立政寺開山智通は文和二年、「一字」を建て「根本庫」としたという(【史料6】 A 傍線部)。しかし、立政寺に伝来する絵画銘文や聖教などからその創建時期を検討した井上伝来する絵画銘文や聖教などからその創建時期を検討した井上ら動り、建武五年(一三三八)から貞和二年(一三四六)年ごろであるという。かかる草創由緒の改変は、いかなる意図によるものなのか。

B傍線部②によれば、先の後光厳天皇への拝謁の際に「立政」

の寺号を天皇から与えられ、併せて良基の奏上により天皇から

を天皇由緒で荘厳し、西山派内でいち早く勅願寺となったこととで、後光厳天皇の美濃遷幸と関連付け、同寺の歴史の幕開けしている。おそらく立政寺はその草創を実際よりも遅らせるこしている。おそらく立政寺はその草創を実際よりも遅らせるこうな時が文和三年に勅免により建立された=勅願寺となったと「堂塔建立之免許」を蒙ったという。このように同縁起では、

縁起によれば、彼らは「勅許建立之由」を聞いて土地を寄進し野種一ら「近隣豪族」からの寄進を受けてきたことを挙げる。次に、Cについて検討する。ここでは、立政寺が源義熈、小

を主張しようとしたのであろう。

進理由は看取できない。立政寺は在地領主による土地の寄進をたという。しかし、同寺に伝わる彼らの寄進状からはかかる寄

ば、寺側があるべき勅願寺像を創出し、主張したと言えよう。としての寺格の高さを演出しようとしたと思われる。換言すれ緒に収斂させることで、縁起の冒頭で述べられている「勅願所」「勅許建立」を聞きつけた結果と位置づけ、それらを勅願寺由

第二節 二通の伝後小松天皇綸旨をめぐって

節では、これらの記述に対応する綸旨について検討を加えてDからGにかけて、綸旨を受給したとの主張が見られる。本

くく

【史料1】aの二条良基家御教書がこれに対応すると思われる。智通は「御祈祷之綸旨」を賜ったとある。年号および内容から、Dには、永徳二年(一三八二)八月、後小松天皇が病に陥り、

史料でも看取される。

先述のように、受給直後から【史料1】aは、通常綸旨で行わ

の関係ではなく、あくまでも天皇とのそれを強調しようとい位置づけなおしている。これも、同寺の支援者である二条家としかし、ここでは一歩踏み込んで、これを「御祈祷之綸旨」とれる上人号宣下の際に発給された文書として認識されている。

立政寺住持代々が香衣を賜り、同寺を「御祈祷所」とする綸旨次に、Eについて見ておこう。至徳三年(一三八六)三月、

立政寺による天皇・朝廷由緒の演出の一環であろう

の史料が、これに対応すると考えられる(写真①参照)。が下ったという。今、立政寺に後小松天皇綸旨として伝わる次が下ったという。今、立政寺に後小松天皇綸旨として伝わる次

【史料7】「伝後小松天皇綸旨」(立政寺文書112

智通上人御房

美濃国市橋庄立政寺住持之事、代々著黄衣、令弘通浄土宗、美濃国市橋庄立政寺住持之事、代々著黄衣、令弘通浄土宗、

宜致御祈祷之由、天気所候也、悉之、以状

至徳三年三月五日 右少弁(花押)

本文書の真偽は後述する。ここでは、縁起の内容との異同につ

られている。かかる異同は次に示す、紫衣着用勅許についてのを示す文言が含まれておらず、代わって、浄土宗の弘通が命じいて指摘しておく。【史料7】には縁起に見える「御祈祷所」

ある。この内容に対応する史料が、【史料7】と同じく、後小年の場合と同じく、同寺を「御祈祷所」とする綸旨が下ったとFには、明徳二年(一三九一)五月、常紫衣を賜り、至徳三

【史料8】「伝後小松天皇綸旨」(立政寺文書13)松天皇綸旨と伝えられる文書である(写真②参照)。

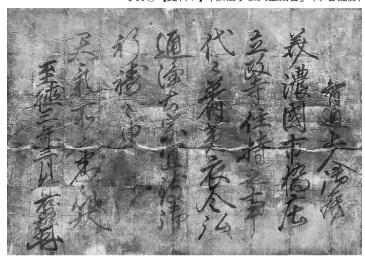
智通上人御房

宜致御祈祷之由、天気所候也、悉之、以状、 ⁽²⁾ 美濃国市橋庄立政寺住持之事、代々著紫衣、令弘通浄土宗、

明徳二年五月十八日

右中将 (花押)

写真①【史料7】「伝後小松天皇綸旨」(筆者撮影)



写真②【史料8】「伝後小松天皇綸旨」(筆者撮影)



の綸旨にある紫衣着用勅許を、西山派本山である禅林寺や粟生 これらまず、これら二通の綸旨の真偽について述べる。宇高氏はこ 願寺とせ

文書様式が不自然であり、朝廷で作成された文書ではなく、立断できる。また、二通とも料紙には宿紙が使用されているが、(写真①・②参照)。これらから、この二通は偽文書であると判

政寺で作成されたものと見てよいだろう。

在していたことになる。

次に、編旨の文言、縁起における位置づけ等から、その作成次に、編旨の文言、縁起における位置づけ等から、その作成と南北朝期の年紀を有する編旨であるにもかかわらず、延徳二と南北朝期の年紀を有する編旨であるにもかかわらず、延徳二と南北朝期の年紀を有する編旨であるにもかかわらず、延徳二と南北朝期の年紀を有する編旨であるにもかかわらず、延徳二と南北朝期の年紀を有する編旨であるにもかかわらず、延徳二と南北朝期の年紀を有する編旨であるにもかかわらず、延徳二年に大い。さらに【史料7・8】の傍線部の文言は、【史料7・8】に、一、と考えられる。そのため、【史料1】 こ・【史料3】と同様、れたと考えられる。そのため、【史料1】 こ・【史料3】と同様、れたと考えられる。そのため、【史料1】 こ・【史料3】と同様、れたと考えられる。そのため、【史料1】 こ・【史料3】と同様、れたと考えられる。そのため、「史料1】 こ・【史料3】と同様、れたと考えられる。そのため、「史料1】 こ・【史料3】と同様、れたと考えられる。そのため、「史料1】 こ・【史料3】と同様、れたと考えられる。そのため、「史料1】 こ・【史料3】と同様、ないに、編旨の文書に対している。

これら二通の伝後小松天皇綸旨もまた、勅願寺綸旨と位置づけ願寺とする綸旨として理解されている(【史料6】E・F・I)。

られたと言える

は正文(と位置付けられた偽文書も含む)もしくはその写が存とていたという。つまり、裏を返せば、他の記載文書に関していたという。つまり、裏を返せば、他の記載文書に関していたという。つまり、裏を返せば、他の記載文書に紛失掛かりとなるのが、Gに見える菩薩号宣下の綸旨である。J傍掛かりとなるのが、Gに見える菩薩号宣下の綸旨である。J傍掛かりとなるのが、Gに見える菩薩号宣下の綸旨である。J傍

の成立は綸旨とほぼ同時期であると推測し得る。
を受給した延徳二年から、縁起が書写された天文五年の間と推を受給した延徳二年から、縁起が書写された天文五年の間と推したがって【史料7・8】の作成時期は、初めて勅願寺綸旨

れた由緒が、立政寺でどのように位置づけられたのかが示された由緒が、立政寺は縁起と二通の綸旨によりもたらさらなかったのか。本節ではその目的及び背景を明らかにする。らなかったのか。本節ではその目的及び背景を明らかにする。第三節 立政寺による縁起・偽綸旨作成の目的

ている。傍線部①によれば、同寺が「後小松院勅許常紫衣之檀

に定められたという。さらに、住持が大和尚位に就くことを挙 林・歴朝帝王之御祈祷所」であるために「西山流相承之一本寺」

②によれば、前住の時代に三門建立の勅許を得たが、果たせず して入寂したという。この縁起は、住持である真空が先師の志 同寺が「一国無双之浄刹」であると主張する。また傍線部

建立にあることがわかる。 くられている。このことから、縁起作成の第一義的目的が三門

を継承し三門造営を成功させんと祈願することをもって締めく

は、応永五年(一三九八)に智通が記した置文の写である。 ら戦国期にかけて末寺の形成に積極的であった。次に挙げるの また、高橋慎一朗氏が指摘するように、立政寺は創建当初か

【史料9】「智通掟書写」(立政寺文書14

定 立政寺

西谷一流於末代相承人系令事 於本寺不至積功学位者、 不可有聖教披見事

破戒無慙人名不浄僧、聖教幷血脉不可有相伝事

破戒人有聖教談者、其聖教本寺江取返、門中可撥撫事

本寺有破壊者、 末寺同心可致修造事 、学文成就人者、

早他国江行、

可有弘通利益事、

於聖教者、不可有他門外見事

、本寺末寺、 如水魚、 可仏法興隆事

戦国期における勅願寺由緒の形成と展開

(桐田

、於所化者、不可為他宿事

於修学人者、

囲碁・将碁・鞠・連歌一切諸芸可有停止事

右此条々、能々守、 可有仏法弘通旨、

応永五年卯月三日 立政寺

写也

智通在判

傍線部で智通は、立政寺が破壊された場合には、末寺がその修 造事業に協力するよう定めている。この場合、立政寺そのもの

域は定かではないが、立政寺は少なくとも十四世紀末の段階 設け、本末の別を明らかにしている。このように、その展開領 易に想像される。その他、聖教の閲覧に関しても様々な制約を

で、すでに本寺としての地位を確立していたと言える

う難事業の遂行に際して、同寺が末寺に協力を求めることは容 が破壊されたわけではないが、先師の代から続く三門建立とい

寄進を「勅許建立」によるものと位置づけるなど、その「効果」 協力させるために、天皇・朝廷由緒を創出し、在地領主からの 立政寺はその末寺との決定的な寺格差を担保し、三門建立に

浄刹」であることを主張したのではあるまいか。このように、 勅許の偽綸旨を必要とし、「西山流相承之一本寺」「一国無双之 を演出した。さらにはそれらを強化するため、紫衣・香衣着用

本縁起ならびに二通の偽綸旨は、三門建立のために、立政寺の

卓越した寺格を担保する目的で作成・主張されたといえる。

第四節 偽綸旨の年紀をめぐって

まで遡及させる必要があったのだろうか。 寺に向けて作成されたのであれば、なぜ勅願寺由緒を南北朝期 ここで一つの疑念が生じる。十四世紀末以来組織してきた末

大のような掟が定められた。 東料的制約もあって、あくまでも推測の域を出ないが、先述 中科的制約もあって、あくまでも推測の域を出ないが、先述 中科的制約もあって、あくまでも推測の域を出ないが、先述 東京にこのうち善恵寺では、早く平岡定海氏が紹介しているよまたこのうち善恵寺では、早く平岡定海氏が紹介しているよまたこのうち善恵寺では、早く平岡定海氏が紹介しているよまたこのうち善恵寺では、早く平岡に海川の域を出ないが、先述 大のような掟が定められた。

【史料10】「善恵寺入院次第注文」(善恵寺文書7『岐阜県史

史料編 古代・中世一』)

[美濃国解脱山善恵寺入院次第注文MHH五日]

一番に四替讃鉢をつらるへし、惣禮の三の日にて、当住に可被座、に可被座、仏殿の左座緬可有著座、但前住ハ、右の畳

令焼香.

綸旨を自侍者可被請取

綸旨可被読之間、可被立、一其後、 綸旨を侍者請取、維那に可渡、新命も維那も、

後唄畢て磬を三打て、各可有退散者也綸旨読畢本座に著して散化可有、後唄

確認する儀礼を行っている同流の寺院が近くにあれば、立政寺住持入院という周囲の耳目を集める場で、敢えて勅願寺由緒を住持の入院に際し、勅願寺綸旨を奉読する儀式を行っている。

に沿う形で、それを実際よりも遡及させ、さらには紫衣着用の二年に獲得した勅願寺という天皇・朝廷由緒で荘厳された寺格よりも卓越した由緒を誇示する必要があった。そのため、延徳としても意識しないわけにはいかないだろう。

おわりに

と考えられるのである

由緒をも創出し、南北朝期以来の本末関係を説く必要があった

の勅願寺綸旨の獲得という事実があった。その後、立政寺は住立政寺における勅願寺由緒の主張・展開の核には、延徳二年との関係を今回示した立政寺の事例に基づき、まとめておく。最後に、勅願寺綸旨(とされた偽綸旨も含む)と勅願寺由緒

構築された十四世紀末へと遡及させることになり、二通の偽編構築された十四世紀末には法流に基づいた本末関係の構築を完了してに対する寺格の優位性を担保しようとしたと考えられる。そのに対する寺格の優位性を担保しようとしたと考えられる。そのに対する寺格の優位性を担保しようとしたと考えられる。そのに対する寺格の優位性を担保しようとしたと考えられる。また、十四世紀末には法流に基づいた本末関係の構築を完了してた、十四世紀末へと遡及させることになり、二通の偽編構築された十四世紀末へと遡及させることになり、二通の偽編構築された十四世紀末へと遡及させることになり、二通の偽編構築された十四世紀末へと遡及させることになり、二通の偽編

の演出によるものに他ならない。

ここで強調しておきたいのは、勅願寺綸旨が果たした役割は
ここで強調しておきたいのは、勅願寺綸旨が果たした役割は

あて、勅願寺綸旨は由緒主張の材料として機能するのである。等の素材としての位置づけが与えられる。そして、核となる史実を基にして、内容の如何に関わらず、寺側の意図するところに従って由緒が創出され、展開してゆくのである。このように立政寺の場合、勅願寺綸旨の性格を定位するのはあくまでも寺側であった。寺側の積極的な働きかけがあって初あくまでも寺側であった。寺側の積極的な働きかけがあって初あくまでも寺側であった。

勅願寺となることのメリット、

すなわち勅願寺の「効果」を探

戦国期における勅願寺由緒の形成と展開

(桐田

摘した、戦国期勅願寺の実像も次第に明らかになってゆくに相筋した、戦国期勅願寺の実像も次第に明らかになってゆくに相の天皇制を解く鍵もこの辺にあろう」とその解明の重要性を指だろう。そうした個別事例に即し、慎重に検討していく必要ある主張したのかを個別事例に即し、慎重に検討していく必要あるるには、寺側がいかなる立場で、あるいは文脈で勅願寺由緒を

註

違ない。

旨が生み出された。

- (2) 土壌之功『日本ム女史 寛丘紫 中世篇之可』(号皮뭵(1)佐野恵作『皇室と寺院』(明治書院、一九三九年)。
- 一九五〇年)。
- 一○号、一九五六年)。 一○号、一九五六年)。
- (4) 例えば、石上英一他編『講座・前近代の天皇』[全五巻]
- 同『天皇と中世文化』(吉川弘文館、二〇〇三年)に改三四〇・三四一号、一九九〇年・一九九一年)。のちに(5)「戦国期における天皇権威の浮上」上・下(『日本史研究』
- (6) 渡邊大門『戦国時代の貧乏天皇』(柏書房、二〇一二年)稿の上、所収。

- (7)富田正弘「嘉吉の変以後の院宣・綸旨 公武融合政治 下の政務と伝奏―」(小川信編『中世古文書の世界』吉
- 会史』(法蔵館、二〇一一年)三六三頁 川弘文館、一九九一年)。大喜直彦『中世びとの信仰社
- 8 今谷明『戦国大名と天皇 ― 室町幕府の解体と王権の逆 襲一』(講談社学術文庫、二〇〇一年、 初出一九九二
- 年)。 伊藤克己「戦国期の寺院・教団と天皇勅許の資格

称号―紫衣・勅願寺の効果について―」 (『歴史評論

小森崇弘「文化史研究の課題と戦国期の天皇・公家」(同

五一二号、一九九二年)。

|戦国期禁裏と公家社会の文化史―後土御門天皇期を中

心に―』、小森崇弘君著書刊行委員会、二〇一〇年)。

- 10 宇高良哲「中世浄土宗寺院の一考察 ― 特に美濃立政寺 展は二条家による寄進と在地領主の支持によるものであ 論集 乾』 文書を中心に ―」(『藤原弘道先生古稀記念 史学仏教学 同記念会、一九七三年)によれば、 同寺の発
- 構造と経営』吉川弘文館、二○○五年、初出一九六九年) 寄進状等の整理と「売寄進」管見 ―」(同『荘園の在地 示した須磨千頴氏の「美濃立政寺文書について ― 田畠 知られているのが、「売寄進」についての新たな見解を るという。また、立政寺文書を利用した研究として夙に

- の高橋慎一朗氏による成果に関しては後述する。 林学報』二一号、一九八八年)などがある。また、近年 である。この他にも井上慶龍「美濃の西山派」(『西山禅
- 11 今泉淑夫『東語西語 一九九四年)五七頁。 — 室町文化寸描 —』(吉川弘文館
- 12 高橋慎一朗「武家権力と西山派」(同 と寺院』、吉川弘文館、二〇一六年)。 『日本中世の権力
- 13 立政寺にはこの正文が伝来している(立政寺文書115 阜県史 史料編 古代・中世一』)。

岐

14 勅願寺を意味する文言として、勅願寺綸旨にしばしば見 られる「御祈願寺(所)」文言がある。以下、この文言

と勅願寺との関係について触れておく。

中御門宣秀が職事として発給に関与した綸旨・口宣案

に所在する光通寺に発給されたに次の綸旨案が見える。 と略称する。)には、延徳四年(一四九二)、河内国交野 の符案に関する基礎的研究』、二〇〇六年。以下、『符案 などを関連文書とともに書き留めた「宣秀卿御教書案 、科学研究費補助金研究成果報告書 末柄豊『室町・戦国期

『光通寺為 勅願寺事

「後土御門天皇綸旨案」(『符案』六二頁

当寺為 勅願寺、宜令専仏法之巨益、奉祈宝祚之洪

延徳四年三月廿一日

同寺を「勅願寺」とするという勅願寺綸旨であるが、 光通寺住持 百疋持来、河内国キンヤ云々源大納言内々伝仰、寺僧為礼

この綸旨は「宣秀卿御教書案」の紙背文書として伝わる

15

東福寺門徒光通寺、御祈願所事」と書かれた申文(折 に基づいて発給された(東京大学史料編纂所架蔵写

このことから、申請者が「御祈願所」となることを望み 真帳 宮内庁書陵部蔵『宣秀卿海教書案』2〔1 [2]〕)。

「勅願寺」とする綸旨が下されたことがわかる。 また、寺院側が「勅願寺」となることを所望したのに

に請うた (『実隆公記』文明八年十月五日条)。これを受 寺を「勅願寺」とするようにと三条西実隆を通して朝廷 た。文明八年(一四七六)、京都に所在する蘆山寺は同 対し、「御祈願所」とする綸旨が発給されることもあっ

けて、次に掲げる綸旨が発給された。 「後土御門天皇綸旨」(蘆山寺文書『大日本史料』八編

紹興者、 当寺事、 天気如此、 為御祈願所、宜令致国家之護持、 仍執達如件 全伽藍之

九冊九五頁

十月五日 左中将

(花押)

戦国期における勅願寺由緒の形成と展開

(桐田

蘆山寺長老上人御房

同義語として理解していた。このことから、 つまり、寺院側も朝廷側も「勅願寺」と「御祈願所」を 勅願寺と

「御祈願所」とは同義であると言える

ある寺院を勅願寺とする綸旨、またはある寺院が勅願寺 であることを前提として発給されたことがその綸旨の文 および他の中世史料から明確に判断できる綸旨を

「勅願寺綸旨」と呼称する。

後述するようにaについては、立政寺に正文が伝来して

16

(17) 家永遵嗣「足利義満の公家支配と「室町殿家司」)(同 いる。 『室町幕府将軍権力の研究』、東京大学日本史研究室

九九五年)。

「吉田家日次記」永徳三年六月十九日条(東京大学史料

編纂所架蔵謄写本

十九日

(中略) 兼種宿祢 申、粟田宮俗別当讓与嫡男兼

18

仰家房 種宿祢讓、不可有相違之由、 音事、仰先々 仙洞御政務之時被下 綸旨之上者、任兼 可書遣綸旨於兼音之由、 口

栗田宮俗別当職事、兼種宿祢譲与之由被聞食畢、 有相違者、依、摂政殿御気色執達如件

不可

(中略

永徳三年六月十九日 右少弁判

下総守殿 表書云右少弁家房

29

- 19 前掲註(10)字高論文。
- (20)「二条家家司芥川平四郎畠地渡状」(立政寺文書38)。
- 21 田辺英夫「本山 一九九三年)。 義の軌跡」(『西山学報』四十一号、
- 22 大山喬平「解説」(同編『京都大学文学部博物館の古文 書 第九輯 浄土宗西山派と三鈷寺文書』、思文閣出版 九九二年)。
- 23 「後土御門天皇綸旨」(三鈷寺文書『大日本史料』八編九 冊五五三頁)。
- 24 田辺隆邦「実隆公記に現われた西山教団」(『龍谷史壇 六十四号、 一九七一年)。
- 25 「濃州厚見郡西荘立政寺歴代大年譜」(東京大学史料編纂 所架蔵写真帳 『立政寺文書 四』 所収)。
- $\widehat{26}$ 前揭註 (25) 史料
- 27 勝野隆信「上人号宣下考」(高橋隆三先生喜寿記念論集 続群書類従完成会、 刊行会編『古記録の研究 一九七〇年)。 高橋隆三先生喜寿記念論集』
- 28 後掲【史料6】は、本文とは別筆で端書に「真空上人之 記」とあるが、本稿では『岐阜県史 史料編 古代・中世

一』に従い、史料名を「立政寺縁起」とする。

後光厳天皇の美濃潜幸に関しては小川剛生『南北朝の宮

- 誤りである。 あったのは文和二年であり、縁起に文和三年とあるのは 第一講に詳しい。なお、後光厳天皇の美濃潜幸が実際に 廷誌 二条良基の仮名日記』 (臨川書店、二〇〇三年)
- 井上慶龍「立政寺の開創について」(『西山学報』二七号 一九七九年)。

30

58・63・65)、小野種一は五件(立政寺文書56・64 源義熈の寄進は八件(立政寺文書16・17・18 20 57 67

31

32 前掲註 (20) 史料。

68・106) の寄進がそれぞれ確認される。

33

『岐阜県史 史料編 古代・中世一』は「後小松天皇綸旨」

- 後小松天皇綸旨」と改めた。 ら、【史料7】【史料8】ともに、本稿では文書名を「伝 としているが、後述のように正文とは認めがたいことか
- 34 前揭註 (10) 宇高論文。
- 35 高橋慎一朗「美濃立政寺に見る末寺形成の一 出は一九九八年)。 『日本中世の権力と寺院』、吉川弘文館、二〇一六年。 様相」

同 初

36 前掲註(3)平岡論文。

(37)「後土御門天皇綸旨」(善恵寺文書4『岐阜県史 資料編

古代・中世一』)。

可令專御祈祷之由、天気候所也、仍執達如件 濃州善恵寺可為 勅願寺、 自今以後、 住持代々箸香衣

文明四年十月十四日

円海上人御房

左少弁 (花押)

奥野高廣『戦国時代の宮廷生活』(続群書類従完成会、 二〇〇四年)二三五頁。

38

[付記]本稿は平成二十九年七月八日の皇學館大学における

「第十回 皇學館大學人文學會大会」で、口頭報告した内容

に基づくものである。

究会において貴重なご指摘ご教示を頂戴した各位に衷心よ て多大なる御高配を賜りました立政寺様、ならびに右記研 史料調査、写真撮影、図版掲載等、本稿の作成に当たっ

り御礼申し上げます。

(きりた たかし・

皇學館大学博士前期課程国史学専攻一年

戦国期における勅願寺由緒の形成と展開

(桐田